

富山国際大学倫理綱領

この綱領は、富山国際大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員の遵守すべき倫理規範及び倫理保持を図るために必要な事項を定めたものである。教職員は、本学の教職員として誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる規範を、その職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

I 総論的規範

- 1 大学の公的・社会的性格を認識し、建学の精神に則り、教育理念を十分に理解して、教育に情熱を持って行い、その実現に向けて努力する。
- 2 就業規則に則り、教育活動、学内業務、研究活動、社会貢献等の職務を行う。
- 3 地域社会、国際社会に貢献できる人材の輩出を目指して教育を行う。
- 4 教育及び研究の成果を積極的に社会に還元する。
- 5 学生、父母等のみならず社会全体に、教育研究活動に関する情報や財政状況などを適切に開示する。

II 学生・父母等・卒業生に対する規範

- 1 学生が十分な学習効果を得られるよう、常に自己の教授内容・方法を反省、吟味し、その改善に努める。
- 2 学生が充実した学生生活を送れるよう、教育及び教育環境の整備に努める。特に学生と緊密なる関係を保持し、きめ細かな指導・教育を行う。
- 3 学生・父母等に対して、授業目標・授業内容・成績評価法に関する情報を、適正に開示し、それに沿い授業及び単位認定、成績評価を行う。
- 4 授業及び研究指導等にあたり学生の人格を尊重し、学生の自由意志による学習を支援する。特にセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントには、厳に禁ずるとともに細心の注意を払う。
- 5 学生の個人情報、個人データの管理には細心の注意を払い、安全管理に努める。
- 6 学生・父母等・卒業生等からの意見、要望等は真摯に受け止め、誠意ある回答を行い、問題があれば、速やかに改善するよう努力する。

III 受験生等に対する規範

- 1 入学者選抜をアドミッション・ポリシーに基づき公正に行うため、受験生等に大学の情報を積極的に提供するとともに、受験生には公平・誠実に接する。
- 2 受験生の個人情報の管理を徹底し、細心の注意を払うとともに、安全管理に努める。

IV 環境・社会に対する規範

- 1 常に地域社会、国際社会への貢献を念頭に置き、開かれた大学づくりを進める。
- 2 環境問題は、大学の社会的責任の一環であり、重要な課題と認識して、自主的、積極的に問題に取り組む。
- 3 他大学、公共的機関、施設との連携を積極的に進め、交流を深め、大学に対する地域社会、国際社会からの評価を高めるよう努力する。

V 大学職員としての規範

- 1 法令を遵守し、公序良俗に反する行動は厳に慎む。
- 2 法人の方針、学内の諸規定並びに職制に定められた所属長の指示を誠実に守り、職場の秩序保持に努める。
- 3 教育研究の場はもちろん、日常的な行動においても法人及び設置学校の名誉・信用を傷つけるような行為はしない。
- 4 本学専任教職員として本務を優先するものとし、許可なく学外の業務に従事しない。
- 5 業務上知り得た情報は、いたずらに流布しない。
- 6 職務遂行にあたって使用した資産、金銭等の使用状況は速やかに、かつ正確に報告する。
- 7 職務遂行にあたっては、正確かつ敏速に処理し、その効率性及び自発性・創造性を高めるよう努力する。
- 8 公的補助金は国民の税金であることを十分に理解し、有益・有効に使用し、絶対不正使用はしない。

VI 研究者としての規範

- 1 著作権、特許権、その他の知的財産権を尊重し、ルールに則り使用する。
- 2 高等教育に従事する者として、常に学問探究の志を持って研究に励み、研究成果を何らかの形で公表する。
- 3 高等教育に従事する者として、研究成果を教育に反映させるよう努力する。
- 4 研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（論文・報告等）にあたっては、捏造、改ざん、盗用、その他不正行為は行わない。
- 5 倫理的な課題を伴う研究にあたっては、関係法規・指針等を遵守し、適正に研究を遂行するとともに、公序良俗に反する行為は行わない。
- 6 他の研究者の学問的立場を尊重し、学問的批判に対しては誠実に対応する。
- 7 産学官共同研究・受託研究等を行う場合は、契約内容を遵守し、公益性に反するような研究を行わない。